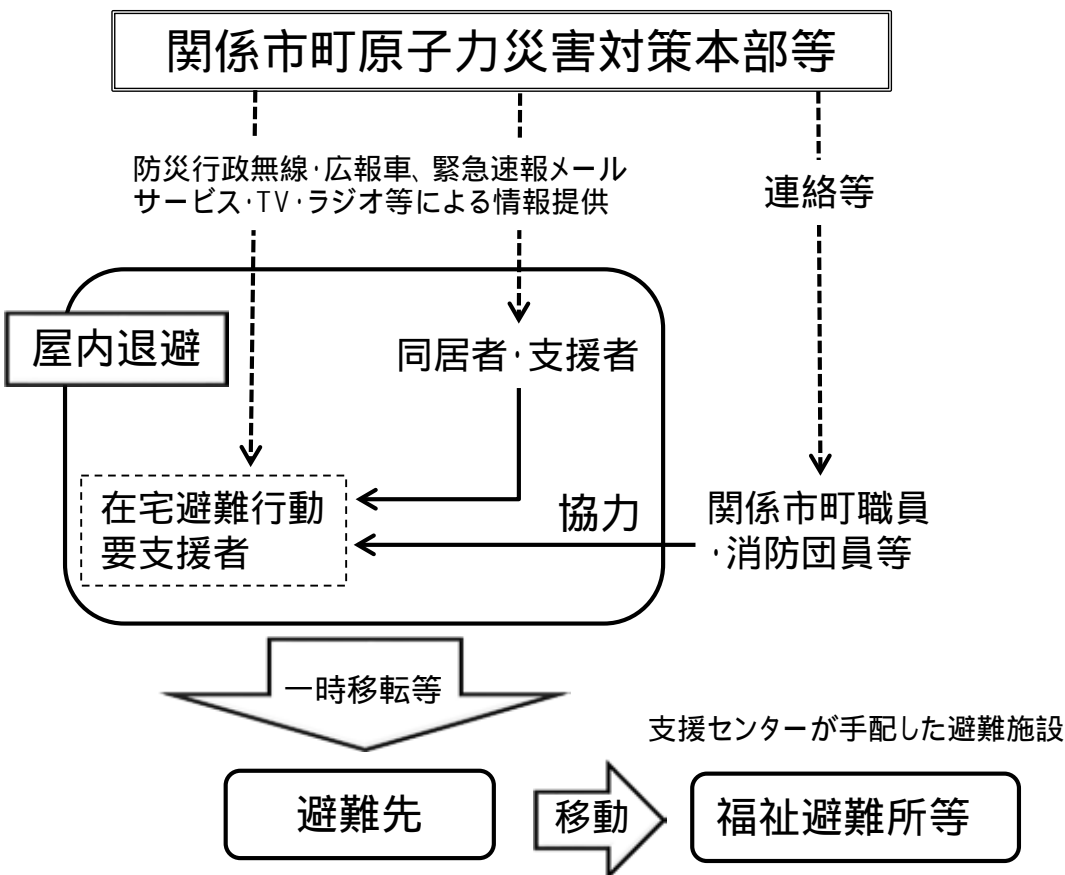


- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった場合、関係市町が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は京都府災害時要配慮者避難支援センターに依頼し避難先を確保。
- 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、関係市町職員、自治会、消防職員・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。

UPZ内の在宅の避難行動要支援者数(暫定値)

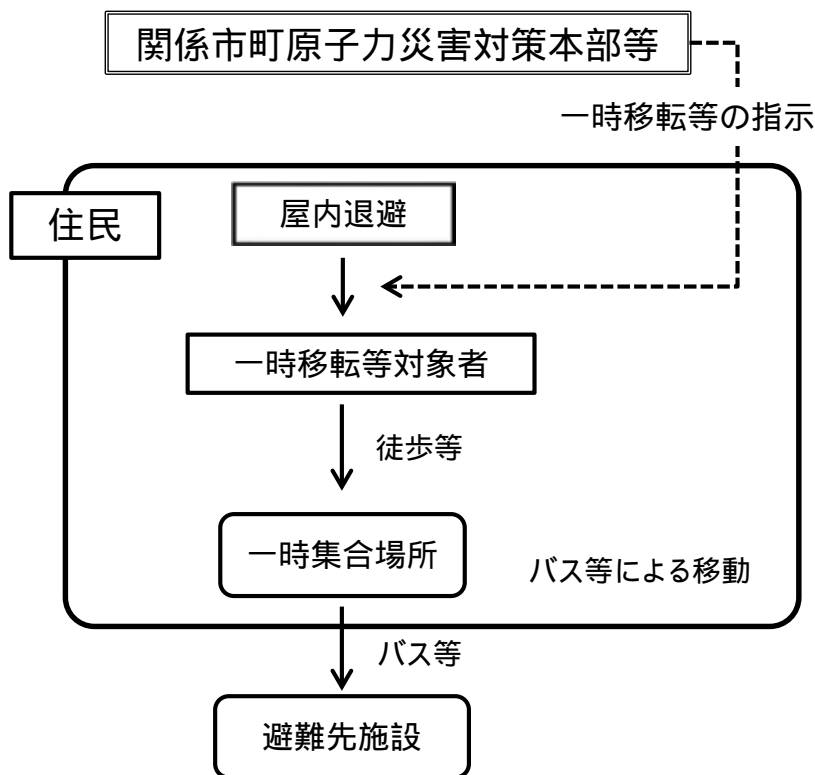
市町	UPZ内(人)
舞鶴市	5,127(2,652)
綾部市	207(207)
<small>なんたんし</small> 南丹市	724(724)
<small>きょうたんばちよう</small> 京丹波町	81(81)
京都市	44(44)
<b>合計</b>	<b>6,183(3,708)</b>

( )内は支援者有り  
平成29年1月現在  
京都市他府内市町に避難先を確保



- 国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、OIL1に該当すると特定された区域及びOIL2に該当すると特定された区域に対し一時移転等を指示。
- 国の原子力災害対策本部の指示に基づき、当該区域の関係市町原子力災害対策本部等より、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて一時移転等の指示を伝達。
- 当該住民は避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。
- 京都府では、渋滞抑制の観点から、原則バスによる移動を実施。

## < UPZ内市町の避難先 >



市町名	府内避難先	府外避難先
舞鶴市 79,354人	京都市、宇治市、城陽市、向日市 <small>じょうようし むこうし</small>	兵庫県 神戸市、尼崎市、西宮市 (合計62,928人)
		徳島県 鳴門市、松茂町、北島町 (合計16,426人)
綾部市 1,600人	福知山市、亀岡市	兵庫県 たつの市、太子町、佐用町 <small>たいしちよう さようちよう</small> (合計1,600人)
南丹市 3,352人 <small>なんたんし</small>	南丹市内	兵庫県 洲本市、南あわじ市 <small>すもとし</small> (合計3,352人)
京丹波町 278人 <small>きょうたんばちよう</small>	京丹波町内	芦屋市 (合計:278人)
京都市 301人	京都市内	-

平成29年4月1日時点

# 舞鶴市におけるUPZから避難先施設までの主な経路

○ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

## 【凡例】

● 京都府が準備する避難  
退域時検査場所候補地

## 【主な避難経路】

国道175号 府道55号 国道9号  
丹波IC 京都縦貫自動車道 大山崎  
JCT 京滋バイパス 宇治西IC

## 【主な避難経路】

国道27号 舞鶴西IC 舞鶴若狭自動車道  
綾部JCT 京都縦貫自動車道 京丹波みず  
ほIC 国道173号 国道9号 丹波IC 京  
都縦貫自動車道 沓掛IC

## 【広域避難先(府外避難)】

### 兵庫県

<志楽、朝来、大浦、新舞鶴、中舞鶴、  
与保呂、池内、高野>

神戸市(東灘体育館、他71か所)

<余内、吉原、明倫>

尼崎市(中央地区会館、他59か所)

<中筋、池内、福井、由良川>

西宮市(勤労会館、他37か所)

避難元地区はいずれも小学校区表記

## 【広域避難先(府外避難)】

### 徳島県

<倉梯、倉梯第二>

鳴門市(市立大津西小学校屋内運動場、他30か所)

<三笠>

松茂町(松茂町役場、他9か所)

<倉梯第二>

北島町(北島町総合庁舎内(公民館)、他19か所)

避難元地区はいずれも小学校区表記

## 【広域避難先(府内避難)】

京都市・宇治市・城陽市・向日市

<志楽、朝来、大浦、新舞鶴、三笠、倉梯、  
倉梯第二、与保呂、中舞鶴、余内、明倫>  
京都市(京都市東山青少年活動セン  
ター、他119か所)

<池内、中筋、由良川>

宇治市(伊勢田小学校、他31か所)

<高野、福井>

城陽市(寺田南小学校、他13か所)

<吉原>

向日市(市民体育館)

避難元地区はいずれも小学校区表記

## 【主な府外避難経路(神戸市、尼崎市、西宮市)】

府道28号 舞鶴東IC 舞鶴若狭自動車道 吉川JCT 中国  
自動車道(神戸市:神戸三田IC 六甲北有料道路、尼崎  
市:西宮市:宝塚IC 県道42号線)

## 【主な府外経路(鳴門市、松茂町、北島町)】

府道28号 舞鶴東IC 舞鶴若狭自動車道 吉川JCT 中国  
自動車道 神戸三田IC 六甲北有料道路 神戸北IC 山陽  
自動車道 神戸西IC 神戸淡路鳴門自動車道 鳴門北IC



# 綾部市におけるUPZから避難先施設までの主な経路

○ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

【凡例】

● 京都府が準備する避難退域時検査場所候補地

【主な府内避難経路】  
府道1号 国道27号 府道8号  
府道77号 府道74号

綾部市中央公民館

PAZ

【広域避難先(府内避難)】  
福知山市  
おくかんばやし なかかんばやし ひがしや た おおまた  
<奥上林、中上林、東八田(大又自治会)>  
福知山市(福知山高等学校、他6か所)

【主な避難経路】  
府道1号 国道27号 京丹波わちIC 京都縦貫自動車道 京丹波みずほIC 国道173号 国道9号 丹波IC 京都縦貫自動車道 亀岡IC

三段池公園

丹波自然運動公園

【広域避難先(府内避難)】  
亀岡市  
おくかんばやし なかかんばやし ひがしや た おおまた  
<奥上林、中上林、東八田(大又自治会)>  
亀岡市(亀岡高等学校、他19か所)

【広域避難先(府外避難)】  
兵庫県  
ひがしやた おおまた  
<東八田(大又自治会)>  
たつの市(揖保川ときめきセンター)  
<中上林>  
太子町(町民体育館、他7か所)  
<奥上林>  
太子町(上月体育館、他1か所)

【主な府外避難経路】  
府道1号 国道27号 府道8号 府道77号 綾部IC 舞鶴若狹自動車道 吉川JCT 中国自動車道 (たつの市・太子町:福崎IC 播但連絡有料道路 山陽姫路東IC 山陽自動車道 龍野IC(至たつの市)、山陽姫路西IC(至太子町)、佐用町:佐用IC)



○ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

【凡例】

● 京都府が準備する避難退域時検査場所候補地

【主な府外避難経路】

国道162号 府道12号 国道27号 国道9号 国道173号 国道372号 県道306号 但南篠山口IC 舞鶴若狭自動車道 吉川JCT 中国自動車道 神戸三田IC 六甲北有料道路 神戸北IC 山陽自動車道 三木JCT 山陽自動車道 神戸西IC 神戸淡路鳴門自動車道 (洲本市:洲本IC、南あわじ市:淡路島南IC)

【広域避難先(府外避難)】

兵庫県

< 福居、盛郷、豊郷、鶴ヶ岡、高野、知井、平屋(内久保、大内、荒倉、野添、安掛) >

洲本市(洲本市文化体育館 他8か所)

< 平屋(深見、長尾、又林、上平屋、下平屋)、大野、宮島 >  
南あわじ市(阿那賀地区公民館、他8か所)

【主な避難経路】

国道162号 府道12号  
国道27号 国道9号

【避難先(市内避難)】

南丹市内

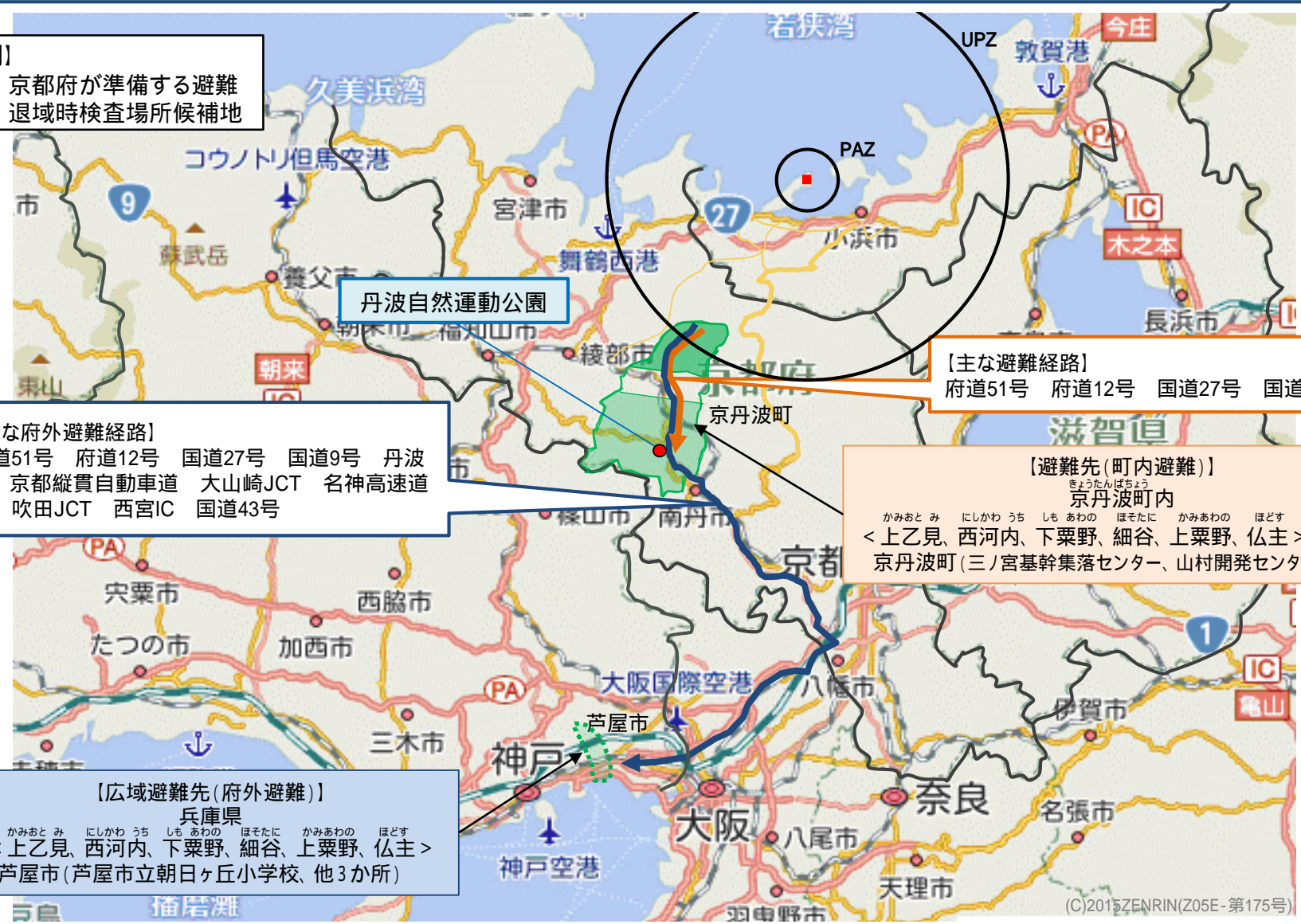
< 福居、盛郷、豊郷、鶴ヶ岡、高野、知井、平屋、大野、宮島 >  
南丹市(園部北部コミュニティセンター、他12か所)





○ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

【凡例】  
● 京都府が準備する避難退域時検査場所候補地



【主な府外避難経路】  
府道51号 府道12号 国道27号 国道9号 丹波IC 京都縦貫自動車道 大山崎JCT 名神高速道路 吹田JCT 西宮IC 国道43号

【主な避難経路】  
府道51号 府道12号 国道27号 国道9号

【避難先(町内避難)】  
京丹波町内  
かみおとみ にしかわ うち しも あわの ほそたに かみあわの ほどす  
<上乙見、西河内、下粟野、細谷、上粟野、仏主>  
京丹波町(三ノ宮基幹集落センター、山村開発センターみずほ)

【広域避難先(府外避難)】  
兵庫県  
かみおとみ にしかわ うち しも あわの ほそたに かみあわの ほどす  
<上乙見、西河内、下粟野、細谷、上粟野、仏主>  
芦屋市(芦屋市立朝日ヶ丘小学校、他3か所)



# 京都市におけるUPZから避難先施設までの主な経路

○ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

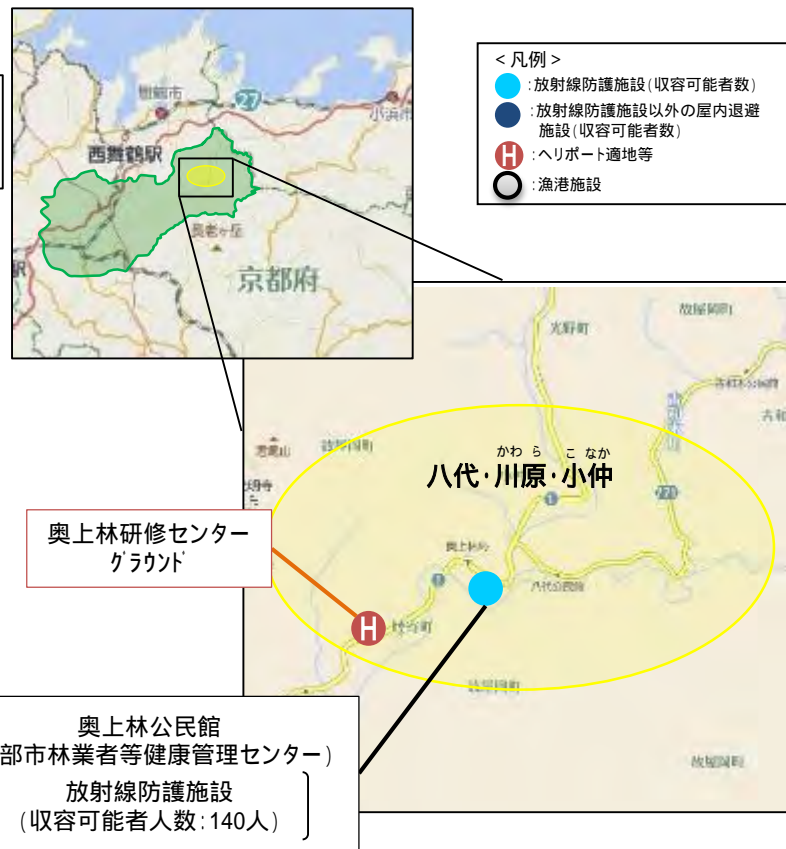
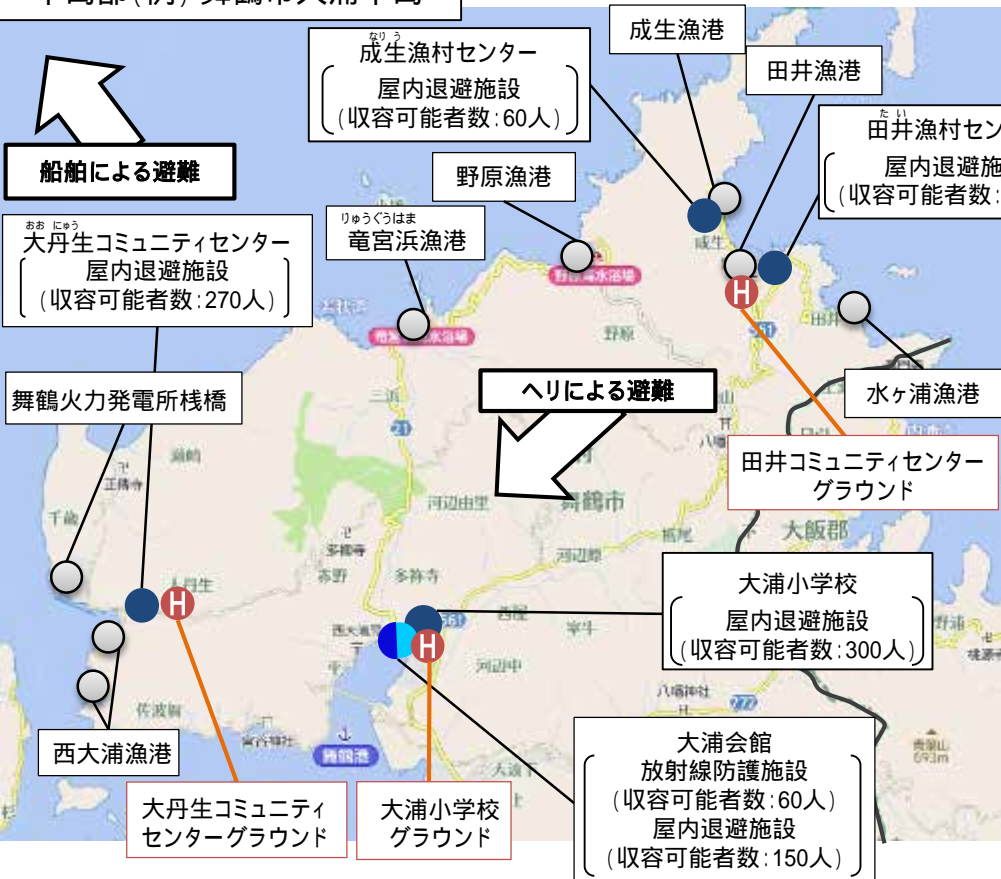


# 自然災害等により孤立した場合の対応（京都府）

- UPZ内では全面緊急事態となった場合、屋内退避を行う。その後、住民避難等の指示が出た場合には、一時移転等を実施。
- UPZ内の半島及び沿岸部、中山間地域については、自然災害の発生等により、道路が使用できず住民が孤立した場合に備え、臨時ヘリポートを整備。また、海路や空路での避難体制が整うまでは、放射性防護施設を含む屋内退避施設にて屋内退避を実施し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。
- また、道路等の管理者は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ確かな道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

半島部(例) 舞鶴市大浦半島

中山間地域(例) 綾部市奥上林地区

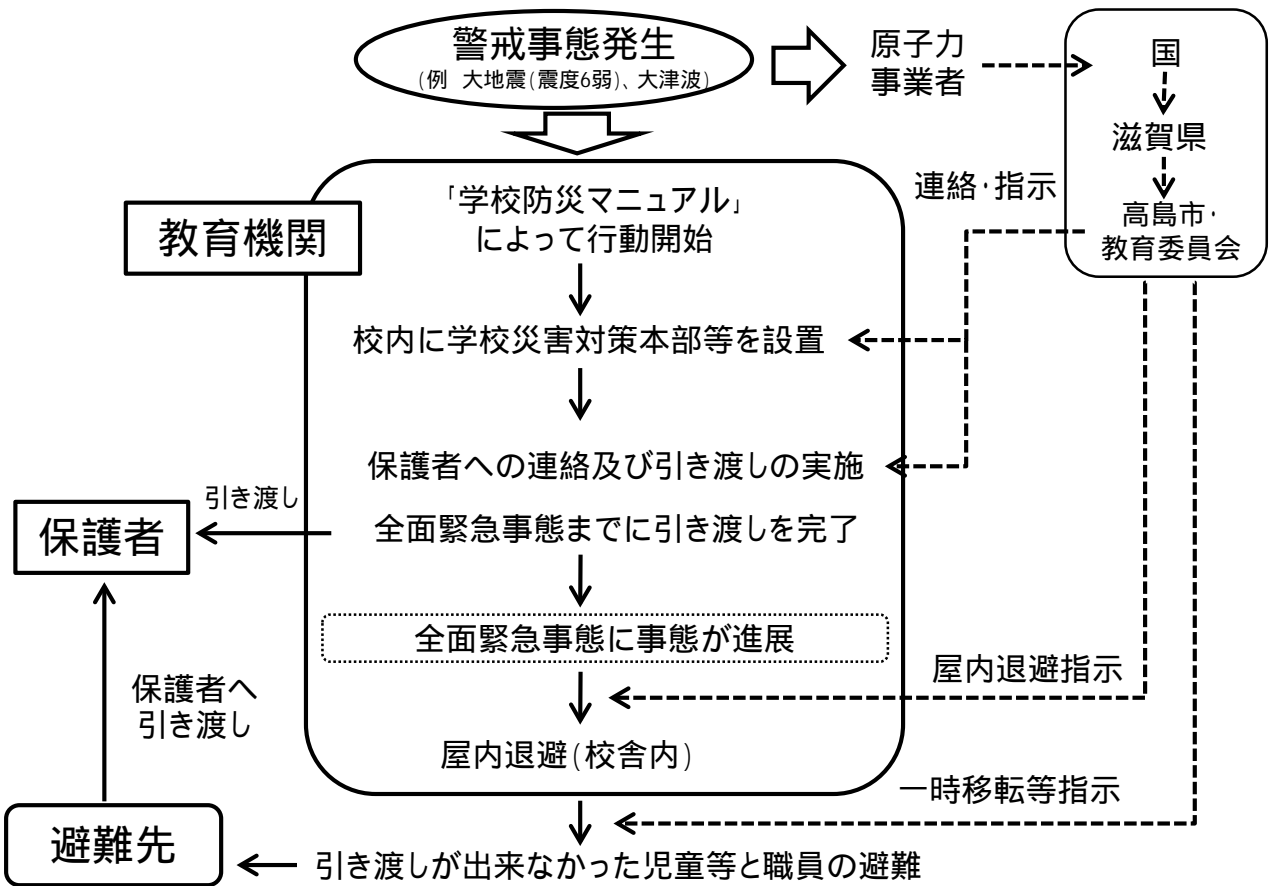


利用する港については、被災状況等を考慮し選定

不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施



- 滋賀県では、警戒事態発生時に、UPZ内に位置する保育所・幼稚園、小学校及び中学校等毎に校長等を本部長とする学校災害対策本部等を設置する。
- 全ての学校・保育所において学校原子力災害時避難計画を策定済みであり、学校災害対策本部等は高島市災害対策本部や高島市教育委員会等の指示により警戒事態において、学校等の対応及び保護者の迎え等について保護者あてに連絡(メール配信等)し、児童等の帰宅又は保護者への引き渡しを実施。全面緊急事態までに保護者への引き渡しを完了する。
- 引き渡しができない児童等は、屋内退避(校舎内)を実施する。その後、事態が悪化し、高島市災害対策本部から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者に引き渡す。



UPZ 内の教育機関数

	教育機関数 (機関)	児童・生徒 数(人)
保育所・幼稚園等	0	0
小学校	1	3
中学校	0	0
高等学校	0	0
特別支援学校	0	0
<b>合計</b>	<b>1</b>	<b>3</b>

平成29年3月28日時点